別紙１

薄墨文字にて印字してある部分は、説明文ですので、削除したうえで、該当事項を薄墨文字ではなく、墨文字にて入力したものを提出してください。

補助事業に関する実施計画書

１．申請者名

２．補助事業実施場所の地図（最寄駅、最寄バス停等がわかるもの）

例えばグーグルやヤフーの地図でも結構です。

３．石油ガス災害バルク等を設置する敷地全体配置図（平面図）、設備の配置予定図（平面図）

①避難所使用予定場所、補助対象設備収納予定場所、同使用予定場所等を明記する。

②「石油ガス災害バルク等」の設置予定場所の写真を２枚以上Ａ４用紙に貼付けて添付し、写真上に設置予定位置を明示すること。

③建物を含む敷地の遠景写真を１枚以上Ａ４用紙に貼付けて添付。

４．石油ガス災害バルク等の設置場所について。（下記のいずれかに○を付ける）

　　　※各自治体で策定された、国土強靭化地域計画等に基づき設置を行う場合は、具体的な国

　土強靭化地域基本計画の条項等を記述するとともに当該部分の抜粋を提出願います。

（１）公共施設

（２）公共施設の代替施設

※1) たとえば大規模災害等発生時に役所、消防署及び警察署等の機能が麻痺した場合、その代替施設として賃借する施設を言います。

(2)-1　既に代替施設となっている施設

① 役所、消防署及び警察署等と締結した書面の写しを添付。

(2)-2　当該事業終了（H29.2.15）迄に代替施設となる予定の施設

① 役所、消防署及び警察署等と締結予定の書面の写しを添付。

※2) 役所、消防署及び警察署の公印が押印されるものに限ります。たとえば防災課長等の個人印では有効な書面とは認められません。

※3) 期間内に有効な書面が取得できない場合は、補助金は交付されません。ご注意ください。

（３）指定避難所等の公的避難所

① 指定避難所等の公的避難所であることを示す書類を添付。

（４）地方公共団体と協定を締結した避難所

① 地方公共団体と締結した協定書等の写しを添付。

※4) 当該地方公共団体の公印が押印されているものに限ります。たとえば防災課長等の個人印では有効な協定書等とは認められません。

（５）当該事業終了（H29.2.15）迄に地方公共団体と協定を締結する避難所

① 地方公共団体と締結予定の協定書等を添付。

※5) 当該地方公共団体の公印が押印されるものに限ります。たとえば防災課長等の個人印では有効な協定書等とは認められません。

※6) 期間内に有効な協定書等が取得できない場合は、補助金は交付されません。ご注意ください。

（６）病院、老人ホーム、乳幼児施設等（災害等発生時に避難所まで避難することが困難な者が多数生じる施設）

５．ＬＰガス配管図

① 今回工事を実施するＬＰガス配管図を記載し「非常用ＬＰガス配管」部分は赤線とすること。  
アイソメ図も添付してください。

※7）「非常用ＬＰガス配管」とは非常用のＬＰガスしか流れない配管を言います。常用のＬＰガスが少しでも流れる配管は「非常用ＬＰガス配管」ではありません。従って補助対象外で黒線となります。

「補助金申請の手引き」Ｐ5、注１）を参照ください。

② 既存配管とつながる箇所からは「既存配管へ」と記載し、そこからＬＰガス配管図は省略する。

６．電気配線図及び電気系統図等

① 今回工事を実施する電気配線図及び電気系統図等を記載し「非常用電気配線」部分は赤線とすること。図面には、発電機を含む単線結線図及び切替盤シーケンス図も入れること。

**なお、複線配線(管)部は赤線、黒線を省略せずに記載ください。**

※8）「非常用電気配線」とは非常用の電気しか流れない配線を言います。常用の電気が少しでも流れる配線は「非常用電気配線」ではありません。従って補助対象外で黒線となります。

「補助金申請の手引き」のＰ5、注１）を参照ください。

② 既存配線・既存系統とつながる箇所からは「既存配線・既存系統へ」と記載し、そこから電気配線・電気系統図は省略する。

③ ポータブル発電機以外の発電機を含む場合は、大規模災害発生時に当該発電機と接続して使用予定の電気機器器リスト及びその負荷計算書（参考様式６）を添付、ポータブル発電機の場合は、当該発電機と接続して使用予定の電気機器の負荷明細リストを添付する。

「補助金申請の手引き」のＰ5注３）１．を参照ください。

７．補助事業及び工事等の予定工程表（参考様式1）

※9) 支払は原則として銀行振込です。翌年の２月１５日以内に支払を済ませてください。それ以降の場合は補助対象外となります。ご注意ください。

８．購入及び設置工事の予定事業者の選定について

８－１.事業者選定の方法（下記のいずれかに〇を付ける）

（１）一般競争入札（一般的には行政等の場合ですが、民間でも可能であれば）

（２）指名競争入札（民間又は行政の場合）

（３）随意契約（入札をせず、一社と契約する場合。但し、相応の理由がある場合に限る）

８－２.上記で（３）に○を付けた理由

※10) 随意契約をする場合は相応の理由が必要です。相当とは認め難い理由の場合は補助金の対象外となります。

８－３．落札又は決定（予定）事業者及びその金額（税抜）

８－４．添付資料

① 見積依頼書（参考様式2）の写し（相見積依頼先を含む）

② 見積書（参考様式3）の写し（相見積を含む）

※11)見積の各項目が一式で50万円以上の場合には、ブレークダウンさせた明細を添付する。

※12)値引きの際はどの品名に対して行うのか明確に示すこと。(一括出精値引きは禁止)

※13)工事等について、複数社から分離で見積を取得した場合は、見積比較一覧表を作成し添付する。

※14)購入設置する災害バルク、発電機、照明機器、燃焼機器、給湯ユニット及びＧＨＰの一覧表及び当該設備の仕様書又はカタログを添付（予定設備に付箋）

９．申請者と設置場所の所有者又は管理者が違う場合は、両者で取交す予定の「石油ガス災害バルク等」のリース契約書の案及びリース料減額証明書兼計算書（参考様式4）の案

※15)（参考様式4）を（案）として使用する場合は何も記載せず、そのままの添付で結構です。

１０．実績報告書に添付する誓約書（参考様式5）の案

※16）「補助金申請の手引き」(P1～P2)の「３．内容」→「(2)補助金の対象となる設置場所」に記載してある下記の施設等では、当該誓約書は不要です。

・ ①に記載されている避難所まで避難することが困難な者が多数生じる病院、老人ホーム等

・ ②に記載されている公的避難所等

・ ③の一時避難所になり得るような施設の中の公的施設

※17）(参考様式5)を誓約書(案)として使用する場合は何も記載せず、そのまま添付で結構です。

１１．暴力団排除に関する誓約事項（別紙2）

※18）役員名簿を必ず作成、添付すること。尚、会社名(申請者が会社以外の団体にあっては、法人名、団体名等)は、申請者の役員名簿を作成・提出いただくものですので、常勤・非常勤、社内・社外に関わらず、申請者名として下さい。

**記載内容に不足部分がある場合や、５．６．の記載内容が不明瞭の場合は、補助金交付申請を返却する場合もありますので、ご注意ください。**